

# 鎌倉市電車・路線バス車体利用ラッピング広告物ガイドライン

令和4年（2022年）4月1日施行

## 1 趣旨

電車及び路線バスは公共交通機関であることから、交通事業者、広告主及び広告代理店（広告制作会社）は、それぞれの立場で周囲の景観との調和及び利用者に与える影響を考慮する必要がある。

このガイドラインは、鎌倉市屋外広告物条例（以下「条例」という。）の規定による基準のほか、必要な事項を定めるものとする。

## 2 適用範囲

電車又は路線バスの外面を利用する広告物で、条例別表第2の3の表「電車又は自動車等の外面を利用するもの」のうち「電車の外面を利用するもの」及び「路線バスの外面を利用するもの」の第2項に規定したラッピング広告に係る基準を対象とする。ただし、路線バスは、原則として、使用の本拠地が条例の適用地域内にあるものに適用する。

## 3 遵守すべき事項

### (1) 景観との調和

ア 走行する地域の景観と調和したデザインとすること。（※）

（ア）まちや自然の景観を「地」と考え、これと車体利用広告を含む全体が調和するものとする。

（イ）車体の広告面の地色を「地」と考え、広告表現のモチーフ（背景、商品、人物、文字等）の色を「図」と考えること。

イ デザインはイメージを主体として伝える広告表現とし、複雑な告知内容を避けること。

ウ 古都鎌倉特定区域を走行する路線バスの外面に表示する広告物は、次によること。

（ア）広告物の表示面積の合計は、当該外面の面積の10分の1又は5平方メートル以内とすること。

（イ）広告物の意匠が鎌倉の落ち着いた歴史的景観を害さない優れたものであって、そのデザインに鎌倉らしいイメージが感じられるものであること。

エ 路線バスの車両の窓の上端から上部には文字等を表示せず、広告物の地色は1色とすること。

オ 1広告面につき、1企業かつ1広告とすること。

カ 文字、写真の使用は必要最小限とすること。

キ 1広告面に会社名、商品名、商品写真（イラストを含む。）のうちから2つ以上を表示するときは、そのうちの1つを主として表示し、他は面積比を小さくすること。

ク 使用する色彩は、3色程度とすること。ただし、色相及び彩度が同じで、明度のみが異なる色については1色とみなす。

ケ 彩度6以下の控えめな色彩とすること。

コ 全国共通のデザインやコーポレートカラーであって、彩度6を超える場合は、図と地の色彩を反転させる、切り文字とするなどの配慮をすること。

サ 人間の身体の部分（顔、手、足等）を強調した広告表現は控えること。

### (2) 識別性

ア 路線バスの各側面には、乗客が見やすい場所にバス会社名を表示すること。

イ 路線バスは、法令等に基づく、行先、運行系統、統賃支払方法、出入り口、社名、車いすのステッカー等の表示は、明確に識別できるよう配慮すること。

ウ 電車は、法令に基づく行先、車号、側灯等の表示は、明確に識別できるよう配慮すること。

### (3) 交通安全

ア 後部の色がテールランプの色と紛らわしいものとなっていないこと。

イ 地色が信号機又は道路標識等の効果を妨げるものに該当しないこと。

ウ トリック効果を有していないこと。

エ 4コマ漫画等ストーリー性のあるデザインに該当しないこと。

オ 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるものに該当しないこと。

カ 車体の換気口及びスピーカー口をラッピングで塞ぐデザインとなっているものに該当しないこと。

キ 広告面に表示されたコピー等が読み取り難い文字、デザインとなっていないこと。

### (4) 青少年の保護

ア 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるものに該当しないこと。

イ ギャンブルを肯定等するものに該当しないこと。

ウ 青少年の人体、精神又は教育に有害なものに該当しないこと。

エ 性を意識させるようなデザインに該当しないこと。

### (5) 人権の尊重

ア 人権侵害、差別、名誉棄損等に該当しないこと。

イ 人の人格、身体、思想等を侵害するものに該当しないこと。

ウ 人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するものに該当しないこと。

エ 人又は法人等の名誉等を毀損するものに該当しないこと。

### (6) 消費者保護

ア 虚偽の内容を表示するものに該当しないこと。

イ 法令等で認められていない業種、商法、商品等を表示するもの又は肯定するものに該当しないこと。

ウ 国家資格に基づかない者が行う療法等に関するものに該当しないこと。

エ 誇大・比較広告等手法上議論があるものに該当しないこと。

オ 責任の所在が明確でないものに該当しないこと。

### (7) その他

ア 卑劣な内容・デザインのものに該当しないこと。

イ 風俗営業に関連するものに該当しないこと。

ウ 布教を目的とするものに該当しないこと。

エ 政治的意見発表や論争の場となるおそれがあるものに該当しないこと。

オ その他社会風紀を乱すおそれのあるものに該当しないこと。

## 4 その他の事項

(1) 鎌倉市電車・路線バス車体利用広告物自主審査実施要綱に基づき自主審査を行うものとし、その結果を市長に掲出すること。

(2) 条例及び当該ガイドラインに規定する表示面積に関する基準を超える大きな面積の広告物については、条例第11条に規定する許可の特例による。

なお、許可の特例を受ける場合には、「鎌倉市景観審議会」に諮問する必要がある。

※ 魅力ある景観づくりは、景観の保全と景観の形成という二つの面から進めていくことが必要である。

このため、車体広告は、路線のあらゆる背景（地）を考慮したデザインが求められる。広告物を表示しようとするときは、走行した場合に背景となる地域の景観の事態を把握し、これと調和するデザイン（図）とする必要がある。車体の地色と広告表現のモチーフの色との関係についても同様である。